

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成26年4月1日 No. 751

労働基準情報

岩手

April

4

2014



『新緑の湖(盛岡市御所湖)』 写真：眞館弘治

目くばり 気配り
ゼロ災職場

〔目次〕

働く人が活躍しやすい職場環境を目指して	2
特別教育を実施しましょう	4
仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を認定	5
クwestion	6
メンタルヘルスケアの推進 vol.1.....	7
クwestion	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11

働く人が 活躍しやすい職場環境を目指して



職場の改善 労使で共に取り組みましょう
～労使で築く、明るい職場～



現状の課題

1 長時間労働・過重労働

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定が2年連続で増加するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあります。

課題の解消へ向けて

長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止対策の徹底

(1) 時間外労働・休日労働時間の削減

- ▶ 時間外労働・休日労働の削減に努めましょう。
- ▶ 時間外・休日労働協定の締結に当たっては、その内容が限度基準^{*}に適合したものとする必要があります。
- ▶ 月45時間を超える時間外労働が可能な時間外・休日労働協定であっても、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

(2) 年次有給休暇の取得促進

- ▶ 事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

(3) 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ▶ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ▶ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対しては、医師による面接指導等を実施するとともに、労働者の健康障害を予防するための対策を立て、実行しましょう。



現状の課題

2 賃金不払残業

賃金不払残業は、労働基準法違反に当たりますが、これが未だに後を絶ちません。その原因として、使用者が始業・終業時刻を把握するなどの適正な労働時間管理を行っていないことなどが挙げられるところです。

課題の解消に向けて

賃金不払残業の解消

- (1) 労働時間を適正に把握しましょう。
- (2) 職場風土を改革しましょう。
 - ▶ 経営トップ自らによる決意表明や社内巡視等による実態の把握
 - ▶ 労使合意による賃金不払残業撲滅の宣言
 - ▶ 企業内または労働組合内での教育 など
- (3) 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
 - ▶ 社内アンケートの実施等により賃金不払残業の実態を把握した上で、関係者が行うべき事項や手順等を具体的に示したマニュアルを作成する など
- (4) 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確にするとともに、チェック体制を整備しましょう。
 - ▶ 労働時間を適正に把握するための責任者を明確にするとともに、複数の者を労働時間の管理の責任者とするにより、ダブルチェックを行う など



現状の課題

3 職場のパワーハラスメント

職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。こうした問題を放置すれば、人は仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります。職場のパワーハラスメントをなくすことは、組織の活力につながります。

課題の解消に向けて

職場のパワーハラスメントの予防と解決

- (1) 職場のパワーハラスメントを予防するために
 - ▶ 「職場のパワーハラスメントはなくすべきである」ということをトップのメッセージとして明確に示しましょう。
 - ▶ 就業規則にパワーハラスメントの防止についての規定を設けたり、労使協定を締結するなどルールを決めましょう。
 - ▶ 従業員アンケートを実施するなどにより実態を把握しましょう。
 - ▶ 管理職や一般職員を対象とした職場のパワーハラスメントに関する研修・教育を実施しましょう。
 - ▶ 職場のパワーハラスメント防止に向けての組織の方針や取組について、周知・啓発を実施しましょう。
- (2) 職場のパワーハラスメントを解決するために
 - ▶ 相談・苦情処理窓口を設置したり、職場の対応責任者を決めるなど、職場のパワーハラスメントについての相談や解決の場を設置しましょう。
 - ▶ 行為者に対する再発防止研修を行うなど、再発防止のための取組を行いましょう。



特別教育を実施しましょう

労働者を雇い入れたとき、作業内容変更時に安全衛生教育を実施することが労働安全衛生法第59条により義務付けされています。併せて、同条第2項により危険または有害な業務で労働安全衛生規則第36条に定められている業務に労働者を就かせるときは「特別教育」を実施することを義務付けています。

「特別教育」が必要とされる業務は50業務の多くを数えますが、その一部は下記のとおりです。（詳細は労働安全衛生規則第36条を参照してください）

- ① 研削といしの取替え、試運転の業務
- ② 動力プレスの金型、安全装置の取付け等の業務
- ③ アーク溶接等の業務
- ④ 低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作
- ⑤ 最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転業務
- ⑥ 胸高直径70cm以上の立木等の伐木、かかり木の処理の業務
- ⑦ チェーンソーを使用しての伐木、造材等の業務
- ⑧ 機体重量3トン未満の車両系建設機械の運転の業務
- ⑨ ローラーの運転の業務
- ⑩ 作業床高さ10m未満の高所作業車の運転の業務
- ⑪ 巻き上げ機の運転の業務
- ⑫ 小型ボイラーの取扱いの業務
- ⑬ つり上げ荷重が5 t 未満のクレーンの運転の業務
- ⑭ 酸素欠乏危険場所における作業に関わる業務
- ⑮ 特定粉じん作業に関わる業務
- ⑯ ダイオキシンに関わる業務
- ⑰ 石綿に関わる業務
- ⑱ 除染等の業務

「特別教育」は、特別教育規程によりカリキュラムが定められています。

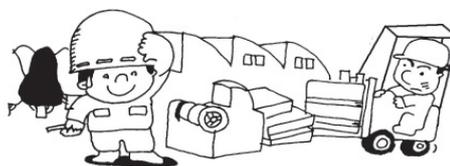
たとえば、①の「研削といしの取替え、試運転の業務」では、学科4時間（内訳、イ、自由研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識 2時間 ロ、自由研削といしの取付け方法及び試運転の方法 2時間 ハ、関係法令 1時間）、実技2時間 合計6時間と定められています。

この「特別教育」は、各事業場において行うことが基本となっていますが、上記のようなカリキュラムを教育する知識・経験を有しない事業場では、「特別教育」を実施することが困難な場合が考えられます。

当協会では、このような事業場を対象に「特別教育」の講習を実施していますのでご利用いただきますようご案内いたします。

当協会が平成26年度に実施予定の「特別教育」は、上記①、②、③、④、⑧、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯となっています。

開催日程は、本誌3月号に同封されています「平成26年度技能講習・安全衛生教育等一覧表」をご参照ください。



仕事と子育ての両立支援に 積極的に取り組む企業を認定

～県内の累計認定数は18企業～



次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。また、認定企業に対し、建物等の割増償却が可能となる税制優遇制度が設けられています。

岩手労働局が新たに認定した企業の主な取り組み状況は以下のとおりです。

社会医療法人盛岡繋温泉病院 (盛岡市)

1 届出目標の実施内容

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度を導入した。
- (2) 短時間正社員制度を導入し、希望する労働者について転換を実施した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が2回延べ8か月育児休業を取得した。
- (2) 27名の女性が出産し、28名*が育児休業を取得した。(※計画期間前に出産し同期間内に育児休業を取得した者を含む)
- (3) 週2回のノー残業デーを実施している。また年次有給休暇取得促進のため、衛生委員会において部署ごとの年次有給休暇取得率を報告している。



弓岩手労働局長より認定通知書を受ける
社団医療法人盛岡繋温泉病院 小西理事長

岩手県内におけるこれまでの認定企業（公表分）は以下のとおりです。

企業名	所在地
リコー光学株式会社	花巻市
学校法人岩手キリスト教学園	盛岡市
株式会社岩手銀行	盛岡市
株式会社ウェルファム	矢巾町
株式会社東北銀行	盛岡市
国立大学法人岩手大学	盛岡市
株式会社プラザ企画	奥州市
株式会社岩手日報社	盛岡市
杜陵高速印刷株式会社	盛岡市
株式会社平金商店	盛岡市
株式会社テレビ岩手	盛岡市
山口北州印刷株式会社	盛岡市
社会福祉法人東和仁寿会	花巻市
株式会社グランツ	花巻市
社会福祉法人和江会	北上市
株式会社丹野組	二戸市



期間雇用者の産休取得について

Q 1年契約の契約社員から産前産後休業を取得したいとの申出がありました。出産予定日は契約更新後で、契約を更新したとしても途中で産休に入ってしまう。契約社員は契約期間の全期間就労してもらわなくては困るので雇止めとしても問題とはならないでしょうか。

A 男女雇用機会均等法第9条では、産前産後休業の請求や取得を理由として雇止め等不利益な取扱いをすることを禁止しています。

また、例えば労働者が産前産後休業を取得することで、次の契約期間の全てについて就労できない場合に契約更新しないことについて、妊娠等していなければ契約更新されていたと考えられる場合は、この雇止めは妊娠などを理由とする不利益な取扱いに該当します。

妊娠等していなければ、当然契約を更新していたとすれば、契約を更新し、産前産後休業を取得させる必要があります。

メンタルヘルスケアの推進「セルフケア」を6回シリーズで掲載するにあたり、改めて執筆者を紹介します



今松 明子 (いままつ あきこ) プロフィール

【連絡先】 TEL・Fax 019-681-8118
 e-mail : mental-health@lilac.ocn.ne.jp
 住 所 : 郵便番号020-0025 盛岡市大沢川原3-6-31-1206
 今松メンタルヘルスケア事務所

学歴・学位

大正大学大学院人間学研究科人間科学修士課程修了 人間科学修士

資格

国家資格 精神保健福祉士
 日本心理学会認定資格 認定心理士
 社団法人日本産業カウンセラー協会認定資格 シニア産業カウンセラー

業務内容

- ・ 公的機関、民間企業等でカウンセリング、研修、講演の実施
- ・ 主な講演 職場のメンタルヘルス関係 傾聴手法
 人間関係心理学研修 コミュニケーション関係
 アサーション コーチング
- ・ その他 企業等の担当者（産業保健スタッフ、人事労務担当者、衛生管理者等）のメンタルヘルスに関する相談やサポート、連携。メール相談、電話相談、職場復帰のための面談支援等 など

経歴

- ・ 地元企業に勤務後、東京にある企業の健康管理室にメンタルカウンセラーとして勤務。メンタルヘルスの推進、カウンセリング相談員をしながら、公的機関、民間企業でメンタルヘルス研修、ハラスメント研修、人間関係心理研修等多数実施。
- ・ 2008.1 今松メンタルヘルスケア事務所を設立。代表



メンタルヘルスケアの推進

ヘルスケア vol.1

～自分で守ろう。自分の健康～

今松メンタルヘルスケア事務所
今松 明子

1998年（平成10年）に厚生労働省より労働者の心の健康の保持増進のための指針が出され、「4つのケア」が提唱されているのはご承知の通りです。4つのケアは「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフによるケア」、「事業場外資源（専門家）によるケア」ですが、今回は「セルフケア」について6回にわたって連載します。今回は「まずはストレスに気づこう」を、3回目は休養について、4回目はレクリエーションとリラクゼーションについて、5回目は受け止め方についてです。最後6回目はスキルを紹介したいと思います。

■はじめに■

世界保健機関（WHO）は、人間の健康を基本的人権の一つとして捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関（国連機関）ですが、WHO憲章前文の中で「健康」についての定義が謳われています。

「健康とは、完全に、身体、精神、及び社会的に良好な状態であることを意味し、単に病気でないとか、虚弱でないということではない」とあります。

健康な状態とは一般的には病気がない状態と考えますが、WHOの定義には社会的にも良好な状態があつて健康としています。さて、この「社会的に良好な状態」をみなさんはどのように理解なさるでしょうか。考えてみたいと思います。

- ・周囲の人と良い関係が出来ていること
- ・自分の持てる力を仕事やコミュニティ等を通じて発揮することができ、周囲の人たちに役に立っていること
- ・思考が安定して、状況に応じた形で自分の感情を、普通に適切に表現できること
- ・必要に応じて、降りかかった問題を解決していこうとする前向きな気持ちと力を持っていること
- ・人生の目的や意義を見いだして、前向きに生きて自己実現する方向性を持っていること

・仕事など日々の活動に生きがいを感じることや自分の存在意義を感じることに

等に整理できるかなと思います。特に家族、地域社会、職場等において豊かな人間関係を築くことは、社会的幸福感を得ることにつながり、ひいては生きている意味・生きがいを感じる事となるのではないかと思います。

こう考えていくと「社会的に良好な状態」というのは「生き方そのもの、あるいは人間としての質」を問われるような気がしてきました。みなさんはどう思われましたか？

さて、こころの健康ですが、その人の人生そのものに大きく影響します。こころの健康を害することにより、能力発揮ができなくなるのはもちろん、経済的な問題まで発展していくことは稀なことではありません。

平成24年労働者健康状況調査結果を見ると現在の仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事があるとする労働者の割合は60.9%（前回調査58.0%）となっていました。強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄の内容（3つ以内の複数回答）をみると、「職場の人間関係の問題」がトップで（41.3%）、次いで「仕事の質の問題」（33.1%）、「仕事の量の問題」（30.3%）と続いていました。

職場の人間関係がこころの健康にとって重要であるという認識はゆるぎないと言えますし、こころの健康を考えると職場の人間関係を抜きにはできないということになります。また、職場の人間関係は就業継続のキーポイントになっていくものでもあります。

こういうストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となりますね。

■目的と意義■

セルフケアの目的は一人ひとりの労働者が心身ともに良い状態を保つことです。そのために「自分の健康は自分で守る」という考えを理解し、ストレスへの気づき、ストレスに対処する知識・方法を身につけ、日常生活の場で実施できるようにすることが基本です。といっても、なかなか自分で自分の精神的な不調に気づくのは難しいかもしれませんが、ストレス反応を見逃さず、いつもと違うという自分の状態に気づくことで、早期に対処が可能になっていきます。

もちろん、セルフケアは一般従業員だけでなく、管理者や経営者までのすべての人に必要です。特に管理者は「ラインのケア」の役割も担っています。セルフケアは重要です。



採用時の労働条件の明示について

Q 4月から事業を始めるにあたり、従業員を採用することになった。

「労働条件通知書」を交付し、あとあとトラブルが起きないように、労働契約を結びたいと思っている。

何か注意する点はあるのか？ 教えていただきたい。

A 使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金や・労働時間その他労働条件を書面などで明示しなければなりません。(労働基準法第15条)

明示された労働条件が事実と相違している場合、労働者は即時に労働契約の解除をすることができます。

明示すべき労働条件

【必ず明示しなければならない事項】

(①～⑤は書面による明示義務あり)

- ①労働契約の期間
期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ②就業の場所・従事すべき業務の内容
- ③労働時間に関する事項
始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ④賃金の決定、計算・支払の方法及び賃金の締切り・支払の時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む)

⑥昇給に関する事項

【定めた場合に明示しなければならない事項】

- ⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、退職手当の支払時期に関する事項
- ⑧臨時に支払われる賃金、賞与及び最低賃金に関する事項
- ⑨労働者に負担させる食費、作業用品などに関する事項
- ⑩安全・衛生に関する事項
- ⑪職業訓練に関する事項
- ⑫災害補償・業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬表彰、制裁に関する事項
- ⑭休職に関する事項

■パートタイム労働法では、上記に加えて「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」の3つの事項について、書面の交付などにより、明示することが義務づけられています。

.....

なお、正社員に限らず、アルバイト・パート労働者・派遣労働者・日雇労働者など、全ての労働者を雇い入れる際には、上記の労働条件の明示等が必要となっております。

また、「労働条件通知書」のひな形は岩手労働局ホームページ→各種法令・制度・手続き→法令・様式集→様式集(全国统一)をご覧ください。

また、最寄りの労働基準監督署やハローワークの窓口に「求人票を出された事業主の皆さんへ～労働契約の締結に当たっては、労働条件通知書を交付しましょう。～」のリーフレットがございます。

こちらのパンフレットにも「労働条件通知書」のひな形が掲載されております。

労働災害が多発しています。

- ・平成25年は、死亡労働災害が19人(平成26年2月末速報値、前年同期比18.8%増)、休業4日以上労働災害は、前年同期比6.5%増で4年連続の増加となりました。
 - ・平成26年は、2月末までに10人の方が労働災害により亡くなっています。
- 安全管理体制の見直し、設備機械等の点検の徹底、安全衛生教育の徹底など、特に新年度が始まるに当たって、安全対策の基本が確実に実施されるよう徹底をお願いします。

岩手労働局労働基準部健康安全課



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

2月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
花巻	(株)ユアテック 花巻営業所	花巻市
大船渡	(有)高田電気工事	陸前高田市

支部名	事業所名	所在地
二戸	(株)中央自工	久慈市
二戸	(有)カーメイク庄司	久慈市

●労働安全衛生法に基づく各種免許試験の出張試験の日程

(財)安全衛生技術試験協会では、平成26年度の岩手県における出張試験の日程を下記のとおり決定しました。

- ①8月24日(日) 滝沢市 岩手県産業文化センター「アピオ」
- ②12月7日(日) 盛岡市 アイーナ

この出張試験以外は、宮城県岩沼市でのみ行われていますので、この機会に受験されますようご案内いたします。

※2月号に掲載した出張試験の内容に誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。

●平成25年度第2回通常理事会が開催されました

平成25年度第2回通常理事会は3月19日理事監事出席のもとホテル東日本において開催されました。

公益目的事業である各種講習会の一層の充実を図ることなどを中心とした平成26年度事業計画及び経常収益2億8,409万円余、経常費用2億7,178万円余の平成26年度予算が決議されました。

併せて、特定資産取得資金の保有について等すべて議案どおり承認されました。なお、平成26年度事業計画及び予算は当協会のホームページで公開しています。

死亡災害速報(2月)

■宮古署 建設業(建築工事業) 2月8日 男(64) 墜落、転落

新築工事現場において、2階に置いてあった保護帽及び工具袋を取りに行くため、高さ2.7mの脚立を上っていたところ、脚立から転落した。

■盛岡署 ビルメンテナンス業 2月11日 男(27) 交通事故(道路)

圧雪状態の路面の道路で被災者外2名が乗った自動車がスリップし、対向車線を走行していた自動車と衝突し、助手席に乗っていた被災者が死亡した。

■盛岡署 建設業(道路建設工事業) 2月27日 男(62) 激突され

道路整備工事現場においてドラグショベルで砂利を敷き均す作業中、スコップで砂利を均していた被災者が後進したドラグショベルに轢かれた。

■花巻署 製造業(機械器具製造業) 2月28日 男(40) 激突され

NC旋盤で長尺物金属材料を加工中、加工材を手で保持していたところ回転中の当該材が被災者に激突した。

講習会のお知らせ 26年6月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	5/15(木)～16(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業 技能講習	5/19(月)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	15,660	2,160
		5/19(月)～20(火)・22(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	石綿作業主任者技能講習	4/22(火)～23(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,512
	玉掛け技能講習	4/7(月)～9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		4/15(火)～17(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		5/12(月)～14(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		5/13(火)～15(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		5/13(火)～14(水)・16(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		6/3(火)～5(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/3(火)～5(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/3(火)～4(水)・6(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/9(月)～11(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		6/10(火)～12(木)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
6/19(木)～21(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部				
6/19(木)～20(金)・22(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部				
6/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部				
フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	4/7(月)～10(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	29,160	1,620	
	4/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部			
	5/12(月)～15(木)	二戸シビックセンター他	30	二戸支部			
	5/13(火)～16(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	5/19(月)～22(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部			
	5/20(火)～23(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部			
	5/23(金)・26(月)～28(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
	5/23(金)～25(日)・31(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部			
	6/16(月)～19(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部			
6/17(火)～20(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部				
フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	5/23(金)・29(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,880	1,620	
小型移動式クレーン運転技能講習	4/8(火)～10(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645	
	4/21(月)～23(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
	5/12(月)～14(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
	5/15(木)～17(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	5/15(木)～16(金)・18(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	5/20(火)～22(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	5/20(火)～21(水)・23(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	5/21(水)～23(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部			
	6/10(火)～12(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部			
	6/10(火)～11(水)・13(金)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部			
6/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部				
特別 教育	クレーン運転業務特別教育	5/1(木)～2(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,640 9,720	1,645
		5/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		
		6/5(木)～6(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	アーク溶接等の業務特別教育	6/19(木)～20(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
		6/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	5/16(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	4,320 5,400	648
	小型車両系建設機械特別教育	5/28(水)～29(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
		6/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/20(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,480 7,560	648
研削といしの取替え等の業務特別教育	6/17(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 6,480	1,188	
その他	職長教育	4/22(火)～23(水)	アイ・ドーム	50	一関支部	11,880 12,960	864
		4/23(水)～24(木)	新日鐵住金健康センター2F	30	釜石支部		
		6/17(火)～18(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者教育	5/1(木)～2(金)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,880 12,960	1,512
		5/8(木)～9(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		6/26(木)～27(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	安全管理者選任時研修	4/24(木)～25(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,960 15,120	1,512
	新入者安全衛生教育	4/11(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	4,860 5,940	648
		4/15(火)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	刈払機取扱作業従事者安全衛生教育	5/20(火)	アイ・ドーム	20	一関支部	5,400 6,480	2,500
		6/6(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	振動工具取扱作業従事者安全衛生教育	4/30(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 6,480	1,240
	安全担当者研修会	6/16(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員 1,000	無料
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/12(木)～13(金) 及び	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	12,960	6,696
6/19(木)～20(金)		15,120					
第2種衛生管理者試験準備講習	6/3(火)～5(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	10,368 12,528	4,536	

※4月1日より受講料・テキスト代の消費税が8%となりますのでご注意ください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

(花巻支部の電話・FAXは変更になりました)

クイズでゲット

平成24年度労働者健康状況調査の結果で、「現在の仕事や職業生活に関する事で強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事がある」と回答した労働者は、全体の何%だったでしょうか。

- ① 30.3%
- ② 41.3%
- ③ 60.9%

ヒント 本誌7ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成26年4月23日(水)消印有効
- 宛先 ㊟020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 3月号の正解 ②



盛岡市の鳥 セキレイ

写真提供：盛岡市

日本神話では、イザナギ、イザナミに交合の術を教えたのはセキレイである。彼らがいまだ性交を知らなかった頃に、セキレイが首尾を揺るがずのを見て、性交を学んだ。婚礼の調度に鶺鴒台があるのがそれに由来します。

また、日本各地にセキレイにまつわる伝承があり、神の鳥と称し、みだりに捕らえないのは神使以上に神に交道を教えた万物の師の意味があるからという。

盛岡市街地を流れる中津川などでよく見られるスマートな小鳥。セキレイ科。

※花シリーズに替わり4月号より市町村の鳥を紹介いたします。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

昨日より時間がかかるもどかしさ

一日に一日だけ年を取ります。昨日簡単に出来たことが、翌日には何時間もかかります。時間がかかっても、最後までやれることを幸せと思ひましょう。

(川柳原生林新年号〈杜若〉川村静子作品より)

岩手の死亡災害(2月末)

製造業	1	(0)
鉱業	0	(0)
建設業	3	(0)
運輸交通業	1	(0)
林業	0	(0)
商業	2	(1)
その他	3	(0)

累計 10 (1)
()内は前年同期

編	集
後	記

花のつぼみもようやくふくらむ、春光いよいよのどかになり、真新しい黄色の帽子と眩しいほどのランドセルが小さく揺れ動き、足音からもいつもと違う感動的な季節をぜひ感じたい。

雪解けを待っていたかのように、すべての動きが活発になってくる。特に車道も歩道も、時にはルールもマナーもどこかに走り去って行くような行動

を目にする。「まだ間に合う」より、止まって待つ勇気を持ちたいものだ。

夢と希望そして何事にも意欲ある新年度のスタートである。

労働災害の発生になかなか歯止めがかからない状況であるが、先ずはこの1ヶ月間、何がなんでも無事故無災害で新年度の弾みとなってほしい。

発行 平成26年4月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
㊟020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 黒沢雄幸